

審査の結果の要旨

氏名 加藤靖子

女子高等教育機関の組織と制度は、国や時代によって多様な様態を見せる。中国においても 20 世紀前半から女子に限定された別学機関（女子大学）が今日まで存続しているが、しかしマルクス・レーニン主義を掲げる中国共産党の指導の下、この制度は他の資本主義・民主主義国家とは異なるロジックと機能を有している。本研究は、中国における女子大学の設立と変容を、特に改革開放政策の下で「中華全国婦女聯合会（全国婦聯）」が果たしたイニシアティブに着目しつつ詳細な分析を行うものであり、それを通して女子高等教育機関の存立構造を解明することを目的としている。

本論文が対象とする時期は、中華民国期（第 2～3 章）と 1980 年代改革開放政策以降（第 4～8 章）に大きく分けられる。まず第 1 章で、女子高等教育に関する先行研究の批判的検討がなされた上で具体的な分析課題が提示され、本研究で利用される中国国内外の政策文書、データ、史資料などが紹介される。第 2 章では、1920 年代から 1930 年代初頭までの男女共学をめぐる政策ならびに財政面・需要面での制約から、女子大学の量的拡大が実現しなかったことが明らかにされる。続く第 3 章では、日中戦争期の中国共産党が革命根拠地に設立した女性幹部養成機関である「中国女子大学」を対象として、共産主義体制下において別学機関を正当化するロジックが分析される。

第 4 章では、文革後の女性の教育達成と就労状況が概観され、女性エリートのソーシャルインデックス（人名録）を利用して女性党幹部の学歴と職歴の計量分析が行われるとともに、女性の低い教育レベルの状況の中、女性の権利利益を代弁する唯一の人民団体である全国婦聯により女性の学歴向上への改革が進められ、その中で女子大学創設が目指されていく背景が考察される。第 5 章は、この全国婦聯の創設背景と組織的特徴が丹念に描かれ、縦（党からの指導）と横（行政的な管轄権）の制約が指摘される。第 6 章は、こうした制約の中で、全国婦聯が設立した女子大学の経緯と目的が詳細に分析される。全国婦聯は文革後に共産党が指導した幹部教育の正規化指示を好機ととらえ、女性幹部の再教育、女性の社会的地位向上を目的とする女子大学の設立を積極的に推進していく。1984 年の「全国婦聯管理幹部学院」の開設から始まり、北京での女性会議開催を機に 1995 年「中華女子学院」と改称、さらに 2002 年に大学昇格を果たす経緯が詳細に解明される。これを契機として中国各地の省市婦聯により次々と公立女子高等教育機関が設立されていくが、第 7 章では改革開放政策の下で個人、同窓会などが中心となり開設された民間機関を取り上げ、高等教育を民間に解放するという共産党の方針に沿ったパターンが抽出・考察される。第 8 章では 1990 年代以降の全国婦聯の政策変化と女子大学の現状が整理され、女性の高等教育進学率の上昇と大学共学化の進展の中で、女子のみの別学機関の存在意義が希薄化したことが考察される。結章ではこれまでの知見を総括しながら、近現代中国における女子高等教育機関の在り方と、その創設・存続に果たした婦聯の意義が改めて考察される。

以上、本論文は入手が容易とは言えない史資料を渉猟しながら、中国の女子高等教育機関の設立背景と変容の経緯を長期にわたって丹念に考察し、特にこれまで看過されてきた政治アクターとしての全国婦聯の役割を浮き彫りにした。よって、本論文は博士（教育学）の学位を授与するにふさわしい水準にあるものと判断された。